

答 申 第 1 号

平成25年5月23日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市情報公開条例第16条第2項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成24年7月25日付け芦市経第361号による下記の諮問について、以下のよ
うに答申します。

記

〇〇の設立年月日、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分頃、〇〇のワナにエ
サをやるため〇〇車ナンバー「〇〇」の運転手の住所・氏名及び〇〇業務の内容図面
に関する公開請求についてなされた平成24年6月20日付け公文書不存在決定処分
（芦市経第290-2号）に対する異議申立てに関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市長（以下「実施機関」という。）が平成24年6月20日付け芦市経第290-2号で、〇〇の設立年月日、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分頃、〇〇のワナにエサをやるため〇〇車ナンバー「〇〇」の運転手の住所・氏名及び〇〇業務の内容図面について不存在決定を行ったことは妥当である。

第2 経緯

本件では、次の文書（以下「本件公文書」という。）について公開請求が行われた。

- ① 有害鳥獣駆除業務の法的根拠
- ② 〇〇への支出金額と支出負担行為及びそれに準ずるもの（過去に遡って保存年限があるもの）
- ③ 〇〇の現在の名簿及び設立年月日。平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分頃、〇〇のワナにエサをやるため〇〇車ナンバー「〇〇」の運転手の住所・氏名
- ④ 他市調査結果と県の見解（契約か謝礼）
- ⑤ 〇〇の業務（依頼を受けての活動内容とその場所（H23年度））
- ⑥ 〇〇業務の場所・内容図面及び近隣依頼者住所氏名

これらの文書のうち、②、③のうち〇〇の現在の名簿、⑤、⑥のうち〇〇業務の場所及び近隣依頼者住所氏名について部分公開決定を行い、その他の文書について不存在決定を行ったが、当該不存在決定を行った文書のうち③の〇〇の設立年月日（以下「公文書1」という。）、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時〇〇分頃、〇〇のワナにエサをやるため〇〇車ナンバー「〇〇」の運転手の住所・氏名（以下「公文書2」という。）及び⑥の〇〇業務の内容図面（以下「公文書3」という。）について異議申立てがなされた。

第3 異議申立ての理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、平成24年5月22日付けで芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、本件公文書の公開請求を行ったことに対し、実施機関が行った平成24年6月20日付け不存在決定処分（芦市経第290-2号）の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び本審査会の意見陳述において主張している異議申立ての理由は次のように要約される。

〇〇は〇〇にイノシシの捕獲ワナを仕掛けていますが、このワナはかなり頑丈な鉄製の檻である。住民に被害を及ぼす危険性があるためイノシシを捕獲することは必要であるが、人の往来のある〇〇のすぐそばに見える状態で置いているにもかかわらず、注意を促す表示がされていない。芦屋市は〇〇に対して捕獲許可を与えており、住民から苦情が寄せられると〇〇に協力を求めているのであるから、住民がワナの危険性を認知できるよう市内のどの場所にワナを仕掛けているのか情報公開すべきであるのに配慮が足りない。また、芦屋市は〇〇に対して報償費を支出しており、危険な捕獲ワナの設置について細かくチェックすべきであるのに任せきりにし、その行動を把握していない。これらについて、改善を求めてきたが適切な対応がとられないため行政に対し不信感をもっている。

このような経過の中で今回の公開請求をするに至ったが、当初公文書とは決裁文書であるという所管課の発言があり、メモ的な公文書が存在するにもかかわらず、公文書の定義を狭くとらえ不存在決定を行ったのではないかと推測している。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、意見書及び審査会の問い合わせに対して主張している内容は次のように要約される。

1 有害鳥獣捕獲に関する説明

住民からイノシシ等の駆除について市に相談が寄せられると、〇〇とともに現地確認をする。住民は自治会を通して、書面で〇〇に駆除を依頼し、〇〇は全市域を捕獲対象区域として捕獲許可を芦屋市長に申請し、芦屋市長は〇〇の捕獲従事者に対して許可を出す。申請書には、捕獲対象鳥獣名、捕獲許可期間、区域、方法、捕獲後の処理方法、従事者等が記載されている。また、報告として、〇〇から許可期間後に活動区域、活動日数、活動人員（延べ人数）、捕獲鳥獣頭数を記載した書面と捕獲活動出勤者名簿が芦屋市長宛に提出される。

2 公文書1について

情報として非公開とするものではなく、〇〇に問い合わせ、情報の収集を試みたが、〇〇においても正確に把握していない。異議申立人にはその旨伝えている。

3 公文書2について

〇〇の日々の活動は市に対する報告内容がなく、文書そのものが存在しない。

4 公文書3について

捕獲業務は〇〇が全市域を捕獲対象区域として申請し、芦屋市長の許可を受けて実施しており、〇〇の内容図面のような個々の区域の図面の添付は求めていないため文書としては存在しない。ただし、芦屋市は〇〇に対して捕獲の許可を出しており、事故防止の観点からも市の担当者と〇〇の捕獲従事者とで被害のある箇所を確認し設置場所を決め協力して設置しており、場所については把握しているため、異議申立人にはその設置場所について住宅地図を用いて口頭で詳しく説明を行っている。

第5 審査会の判断

実施機関は、公文書1及び2について、〇〇の設立年月日及び運転手の住所・氏名は申請内容、報告内容のいずれにも含まれておらず、その他にこれらの情報について記載した文書は存在せず、また、公文書3についても、〇〇は芦屋市全域を捕獲対象区域として申請し、実施機関も捕獲許可区域を芦屋市全域として許可しており、〇〇の内容図面のような個々の区域の図面の提出を求めていないため、文書として存在しないと主張している。本審査会としてはこれらの主張および説明を否定する事実は見だし得なかった。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、今回の請求の発端はそもそも人間にとっても危険と思われるワナが住宅地の近くに設置されたことにあるが、実施機関がワナの設置場所や形状等捕獲に関する内容を記載した書面を保管しておらず、また、ワナの設置についてその危険性を付近の住民等に周知する措置が十分とられていなかったという2つの問題が本件異議申立てにつながっている。

上記文書は、行政として業務の遂行上必要なものであるとも考えられる。また、現在ワナは人が立ち入らない場所に設置しているということであるが、安全性の観点から設置場所等の情報提供については十分な配慮が必要である。ゆえに本審査会としては、これらの2つの点について、再検討が行われ、しかるべき措置がとられることを希望する。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 7月25日	諮問書の受理
平成24年12月17日	第1回審議
平成25年 1月21日	第2回審議
平成25年 4月 5日	第3回審議
平成25年 4月23日	異議申立人の意見陳述 第4回審議
平成25年 5月23日	第5回審議